

令和2年6月15日
(2020年)

保護者の皆様

吹田市教育委員会
吹田市立吹田南小学校
校長 小林 大介

吹田市立学校における携帯電話の取扱いに関するガイドラインについて

平素は本校の教育活動にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、吹田市教育委員会が令和2年3月に策定した「吹田市立学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン（下記 URL からダウンロード可）」に基づいてお知らせいたします。

保護者が、「吹田市立学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」の趣旨を理解し、子供の安全をより一層確保する観点から、携帯電話のGPS機能や通信機能を、災害や犯罪に対して緊急の連絡手段として活用するために、保護者の責任のもと、登下校時に子供に携帯電話を持たせたい場合は、その旨を学校に申請し、「同意確認書」に必要事項を記入して、学校が指定する方法でご提出ください。本同意確認書の有効期間は年度末までとします。

「吹田市立学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」

URL : https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-gakkyo/shido/_95613.html



【担 当】

吹田市教育委員会学校教育部学校教育室

連絡先 06-6155-8192

F A X 06-6155-8872